

議第4号議案

非核三原則の堅持と「5類型撤廃」による武器輸出の全面解禁の中止を
求める意見書

上記の議案を提出する。

令和8年3月11日

提出者

東大和市議会議員	二	宮	由	子
〃		大	后	治 雄
〃		石	田	昭太朗
〃		尾	崎	利 一
〃		上	林	真佐恵
〃		大	川	元
〃		木戸岡		秀 彦
〃		佐 竹		康 彦

非核三原則の堅持と「5類型撤廃」による武器輸出の全面解禁の中止を 求める意見書

1945年8月、広島・長崎への原子爆弾投下により、我が国は世界最初の戦争被爆国となりました。爆心地周辺の地表面の温度は3,000から4,000度にも達し、まちは全身にやけどを負った人であふれ、川は無数の遺体であふれていたといえます。その年のうちに亡くなった方は広島で14万人、長崎で7万人と言われ、生き残った人も生涯にわたって被爆による深刻な健康被害に命を削られてきました。また被爆者は貧困や差別にも苦しめられてきました。この80年前の惨禍が二度と繰り返されるようなことがあってはなりません。

非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で「国是として確立されている」ことが確認されてきました。現行の国家安全保障戦略も「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」としています。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声があります。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増していますが、我が国の国是である非核三原則を見直すことは、核兵器禁止条約により世界から核の脅威を取り除こうとする国際的な取組に逆行するだけでなく、核兵器廃絶を目指し草の根で粘り強く活動してきた被爆者をはじめとした世界の民衆の願いを踏みにじるものであり、唯一の戦争被爆国として断じて許されないものです。

また、現政権の「連立政権合意書」には、「防衛装備移転三原則の運用指針」の「5類型を撤廃」が明記されています。自民党は、「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の「5類型」に限り武器輸出を認めてきた現行ルールを撤廃し、殺傷能力のある武器の輸出を原則的に解禁する提言を取りまとめました日本維新の会も、「原則として殺傷能力のある武器の輸出を全て可能とする」意思を示しています。これらの動きは紛争を助長させないため武器輸出を全面的に禁止してきた「平和国家」の在り方を変えるものです。

武器輸出の全面解禁は、国際社会の緊張や紛争の激化を助長するだけでなく、日本製の武器によって他国の人々の命を奪う事態を招くおそれがあり、このことは、「武力によって他国民を傷つけない」という戦後日本の基本姿勢とも相入れず、国際的な信頼を損なうことにもつながります。さらに日本が敵対勢力から攻撃対象とみなされるリスクを高め、国民の安全にも影響を及ぼし得るものです。武器輸出の枠組みは、法律ではなく、閣議決定及び行政の運用指針によって管理されてきたため、国会による立法手続や十分な公開議論の機会が制度上保障されてきませんでした。今回の「5類型」の撤廃は、殺傷能力のある武器の輸出を恒常的に可能にする質的な転換であり、従来の運用変更とは次元が異なるものです。十分な国民的議論や国会での立法手続を

経ずに進めることは、平和を希求する国家として培ってきた我が国の国際的な信頼を損なうおそれがあります。断じて容認することはできません。

「東大和市平和都市宣言」は、「恒久平和の実現と、核兵器の廃絶は、全人類共通の願望である。」とした上で、「世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものであり、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言」しています。

よって、東大和市議会は、政府に対し、非核三原則の堅持と、「5 類型撤廃」による武器輸出の全面解禁の中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。